

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市建築審査会		
事務局(担当課)	都市整備部まちづくり指導室建築指導課		
開催日時	平成25年2月19日(水) 午後3時		
開催場所	川西市役所 5階 502会議室		
出席者	委員	池田敏雄 高尾裕二 松本圭司 宮坂清志	
	その他		
	事務局	田口室長 和田参事兼課長 篠崎主幹 成田課長補佐 田淵主査 中村主査	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	報告第10号～報告第19号 敷地等と道路との関係に係る許可における 包括同意の報告について		
会議結果	報告第10号～報告第19号 了承		

審 議 経 過

開 会	(第93回 建築審査会の開催を宣言) (まちづくり指導室長あいさつ)
事務局	(本日の審査会は、4名の委員の出席があり、会議は成立することを報告。)
事務局	本日の審査会は、報告といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が10件を予定しております。 会長、審議のほどよろしくお願いいいたします。
議 長	本日は報告案件のみです。それでは、進めたいと思います。
事務局	(報告第10号から第15号について、説明をする。)
議 長	報告第10号から第15号までで何かご質問はありますか？
委 員	報告第10号ですが、川西市は側溝の整備は条件ではないのですね。雨水の排水はどのように処理しているのですか？
事務局	道・空地に表現がありませんが、既設の雨水枡があり、そこへ流入し雨水管路へと処理することになっております。
委 員	報告第12号ですが、緑色の道と橙色の分かれ道に接しているが、これはどのように判断したのか？
事務局	今回の案件では、橙色の道と枝分かれする緑色の道がありますが、橙色の道が基本で、緑色の道が一部接していると判断しております。
委 員	建築基準法上の道路までは何メートルあるのですか？
事務局	法第42条第1項第5号の位置指定道路までを表現しております。道路までの距離は約22メートルです。
委 員	報告第13号ですが、道・空地の部分、南側と西側の両方後退するのですか？どちらか一方ではないのですか？
事務局	西側の道の北方奥にも家が立ち並んでいるため許可条件としては出来る限り交差点は両方とも後退を指導しています。

委員	報告第15号ですが、水道用地となっているが、占有許可等は必要なのですか？
事務局	通行するだけなら既に一般の交通の用に供しているため不要です。
議長	他にご質問はありませんか？ (委員より特に質問なし)
議長	特に無いようですので、報告第10号から第15号について、審査会として了承してよろしいか。
委員	「了承」
議長	続いて、報告第16号から第19号まで説明をお願いします。
事務局	(報告第16号から第19号について、説明をする。)
議長	報告第16号から第19号までで何かご質問はありますか？
委員	報告第17号ですが、建ぺい率制限は60パーセントではないのですか？
事務局	この敷地では、ただし書きの道・空地部分を後退し、道路としてみなしたことにより一定の条件を満たして、建ぺい率10パーセント増の角地緩和の適用を受けたものです。
委員	報告第18号ですが、前面の道・空地の幅員が4.7メートルあるのに包括基準第4号なのですか？第3号では？
事務局	法第42条第2項道路に至るまでの最小幅員が3.83メートルなので、包括基準第4号となっています。
議長	他にご質問はありませんか？ (委員より特に質問なし)
議長	特に無いようですので、報告第16号から第19号について、審査会として了承してよろしいか。
委員	「了承」

議 長

その他について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

今後の審査会の日程について、来年度も毎月第3水曜日午後3時からで調整いただくことで承認をお願いいたします。

議 長

では、来年度も毎月第3水曜日で行うことでよろしいか。

委 員

「了承」

事務局

次回の開催についてですが、3月は案件がありませんので、4月17日水曜日を予定しております。よろしくお願いいたします。

委 員

「了承」

事務局

今年度で委員の皆さまには2年間の委嘱期間が満了いたしますが、来年度4月からの委員の委嘱について再任をお願いしたいと考えています。ぜひとも承諾していただきますようお願いいたします。

議 長

以上で本日の審査会は終わります。

閉会 午後 4時30分